

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
1	募集要項本文	募集要項 2(3) その他留意事項に「計画地内には埋蔵文化財（長岡宮跡）が存在することが確実視されるため、府により発掘調査を実施する」とありますが、それによる着工遅れや工事期間の延伸（運営開始の遅れを含む）に関する業務・コストに関するリスクは府の負担であることを確認させてください。	京都府が実施する埋蔵文化財発掘調査を原因とした着工遅延や工期延長、運営開始時期の遅延による業務・コストに関するリスクは京都府の負担とする考えです。
2	募集要項本文	応募要項P4 事業実施予定期間 事業者提案施設の運営期間に規定はございますでしょうか。	特段の規定はございません。ご提案内容を受けて、法・条例・規則等に照らし合わせて契約させていただきます。個別対話において具体の調整等をお願いします。
3	募集要項本文	募集要項2(6) 事業実施予定期間について、「詳細（特に竣工時期）は別途府との協議の上定めるものとする」とのことですが、公平性担保の観点から、維持管理運営期間（ご記載の予定期間は10年間×3）及び、施設整備費対価の支払い期間については、予め定めておくべきと思います。協議となる/ならない内容を具体的にご教示いただけないでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の企画提案関係書類において、維持管理・運営及び整備費対価の支払に係る期間の提案内容及び評価の考え方を提示します。
4	募集要項本文	応募要項P5 施設整備費 施設整備費として、府より支払う金額の最大額は343億円ということでしょうか？施設整備費が343億円を超えた場合は、事業者内にて運営収益費と相殺ということでしょうか。	従来型の公共工事で整備した場合の概算費用を参考に提示したものであり、府負担の上限額ではありませんが、府民負担の軽減につながる提案を期待しています。
5	募集要項本文	募集要項2(9)① 「必要に応じてリース料等としてその費用を負担する」とありますが、リースの対象範囲は、事業者側の提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	募集要項本文	【優先交渉権者選定基準P.3_5イ】 募集要項（2(9)⑤）には「実現の可能性に対して根拠等の説明を求める」と記載されていますが、当該根拠等はどのように評価されるのでしょうか。評価の対象になるのであれば、別表1で該当する評価項目を御教示願います。	安定的・継続的に実施されるための運営計画として、選定基準別表1のうち、「V運営企画・実施業務(P.9～)」の全般において評価材料とします。
7	募集要項本文	募集要項2(9)④ 「本体事業の利用料金は事業者が設定するものとする」とのことですが、京都府、向日市民、本施設をホームアリーナとするプロスポーツチーム等の利用料金の設定について、事業者側に期待することはありますか。ある場合は、その内容をご教示願います。	本事業の安定的・継続的な実施や受益者負担の考え方等に基づいてバランスがとれた利用料金の設定を期待していますが、例示された利用者に関しては、事業趣旨を鑑みて可能な限り配慮された利用料金が望ましいと考えております。
8	募集要項本文	募集要項2(9)⑤ 「収入の一部を府に還元する手法・仕組みについても提案可能」とのことですが、これは実績に基づいた還元になります。収入の一部還元を提案した場合、企画提案評価項目のどの項目で評価されるのでしょうか。価格の評価ではなく企画提案評価項目で評価されるものと理解しますが、よろしいでしょうか。	企画提案評価項目のうち「VI自主事業(P.11～)」において評価します。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
9	募集要項本文	募集要項2(11)② 「大規模修繕費用は府の負担とする」とのことですが、事業者提案施設を除く本施設全体の大規模修繕費用を負担するという理解でよろしいでしょうか。	原則は、京都府が所有又は借り受ける部分に係る大規模修繕費用を負担する考えです。
10	募集要項本文	募集要項3(2) 「意見聴取会議」の詳細につきご教示ください。13.その他③失格事項に記載の「外部有識者との接触」回避の為の確認です。	「スポーツ」「都市計画まちづくり」「建築デザイン」「経営」「文化エンタメ」の各分野における有識者委員による評価基準を含めた評価に対する意見を聴取する会議です。公募手続きの透明性・公平性の確保に配慮するため、委員氏名等の情報は現時点で公表しません。なお、失格とする場合は、委員であることを知って故意に接触を求めた場合を想定しています。
11	募集要項本文	募集要項4(2)③ プロポーザル参加資格として「公告の日から企画提案の特定決定の日までの間に、府の指名競争入札における指名停止を受けていない者であること」とありますが、本事業の実現性を担保すべく、他のPPP/PFI事業の参加資格の規定例に鑑み、「この公告の日、府の指名競争入札における指名停止を受けていない者であること」に修正いただくことは可能でしょうか。	ご意見として承ります。
12	募集要項本文	募集要項4(5) 「資本金又は人事面において関連ある」とありますが、その定義につきご教示下さい。昨今の産業界における資本業務提携(数%の出資等)や人事交流(社外取締役等)の活発化の流れにおいて、この規定に触れる可能性はゼロではないと考えます。4.(2)⑦のア、イと同様の定義ということであれば、その旨ご提示願います。	募集要項「4プロポーザル参加に必要な要件(5)重複参加の禁止(P.11～)」に記載の「資本金又は人事面」の定義は、「4プロポーザル参加に必要な要件(2)プロポーザル参加資格⑦(P.9～)」のア・イと同じです。
13	募集要項本文	募集要項4(5) 構成員はプロポーザルへの重複参加を禁止することですが、協力企業には制約がないのでしょうか。	構成員以外の協力企業等については重複参加を禁止しません。
14	募集要項本文	募集要項P14 d計画図面の各図面の縮尺が小さく内部の表現がわかりづらいと思われます。配置図1/1000、各階平面図1/600、立面図1/600、断面図1/600とするなど任意縮尺とするか再考いただくことは可能でしょうか。	ご意見として承ります。6月中旬頃に追加公表の企画提案関係書類において整理してお示しします。
15	募集要項本文	募集要項5(7) 参加資格確認申請書類の提出後から企画提案書の提出までの間に、応募者都合により応募を取り下げざるを得なくなった場合、「取下願」はいつまでに提出すれば良いかご教示ください。	特段の規定はありません。取り下げざるを得なくなった時点で速やかにご提出をお願いします。
16	募集要項本文	応募要項P19 府と事業者のリスク分担 法令変更リスク 本事業に直接関係する法令等のリスクに、府と事業者の両方に○がついておりますが、こういった基準でどちらのリスクと判別されますでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
17	募集要項本文	応募要項P19 府と事業者のリスク分担 物価変動リスクの検討基準をご教示ください。 府と事業者の両方に○がついておりますが、各社の負担範囲を詳細にご教示ください。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
18	募集要項本文	応募要項P19 府と事業者のリスク分担物価変動リスクですが、全体スライド 条項も追加して頂きたいと存じます。	ご意見として承ります。6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
19	募集要項本文	応募要項P20 府と事業者のリスク分担調査リスク事業者が独自に実施した調査に関するものとは、どういったものでしょうか。	要求水準書「第2設計・建設段階I設計業務2業務の要求水準(1)事前調査業務(P.20)」のことです。
20	募集要項本文	●募集要項_P4_(4)本施設の概要 ・①「本施設は、災害など有事においては指定避難場所として指定されることを想定」とありますが、②募集要項P3(3)事業用地 指定緊急避難場所欄および要求水準書P10には、競輪場と同様に「指定緊急避難場所・指定避難場所・一次避難場所となることが想定される」とあり、③要求水準書P12(オ)BCP・防災関連には「帰宅困難者の一時滞在施設等の機能が果たせる計画」とあります。 それぞれ記載が異なりますため、本施設で求める具体的な対応等についてご教示ください。	「指定緊急避難場所・指定避難場所・一時避難場所」に記載を統一します。
21	募集要項本文	募集要項P4 2.(6)事業実施予定期間 事業期間については、竣工時期によらず、竣工後から30年間(10年間)の認識で良いでしょうか。それとも事業終了は令和40年3月末と固定の考え方となるでしょうか。	募集要項において例示していますDBFO方式では、竣工時期によらず、竣工後から運営期間として30年間(10年間)の想定していますが、ご提案によります。
22	募集要項本文	募集要項P4 2.(6)事業実施予定期間 本施設の維持管理・運営等については10年×3回の3期を想定されておりますが、建物部分の整備対価に係る契約は30年一括の契約の認識で良いでしょうか。それとも10年間又は事業者の提案による形となりますでしょうか。	募集要項において例示していますDBFO方式では、維持管理・運営期間にかかわらず、整備費対価は30年間の分割による支払いを想定していますが、ご提案によります。
23	募集要項本文	募集要項P5 2.(7)事業方式 整備費の30年間の分割支払いについて、当該年度分を一括でお支払いいただく(年払い)の認識で良いでしょうか。 また、一括でお支払いいただく場合、毎年度何月のお支払いになりますでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質疑	回答
24	募集要項本文	募集要項P4 2. (5) プロポーザルで選定された事業者が実施する事業の概要 府への所有権移転について、府へ所有権が移転する物件は、移転のタイミング に関わらず、事業者は当該物件の固定資産税を負担しなくてよいという認識で 良いか	事業手法等が決まっておりませんので、確定的なお答えは出来かねます。
25	募集要項本文	■募集要項4 ページ (6) について 施設の維持管理は10 年毎を想定されておりますが、競輪場第四駐車場(A) (C) の 管理運営における事業期間は同一でしょうか。	同一を想定しています。
26	募集要項本文	【募集要項P. 4_2(4)】 「要求水準書に示す行事やイベントを優先的に利用できるものとする」と有り ますが、この「行事やイベント」は「要求水準書P. 26_第3 I 2(3)a～e」を指す との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	募集要項本文	【募集要項P. 4_2(4)】 「事業者と府が協調的な仕組みづくりを目指す」と有りますが、事業者の業務 内容（履行責任の範囲）について、要求水準書の記載箇所を御教示願います。	要求水準書「第5 組織体制 3 適切なガバナンス体制の構築と円滑な運用（5） 会議体の設置(P. 37)」のことで。なお、この会議体に係る履行は京都府と事 業者の協力により行うことを想定しています。
28	募集要項本文	【募集要項P. 4_2(4)】 「指定避難場所として指定されることを想定しておくこと」と有りますが、維 持管理業務・運営業務として準備や対応が必要な事項が有れば御教示願いま す。	現時点ではありません。避難場所として指定等される際に協議・調整させてい ただきます。
29	募集要項本文	【募集要項P. 4_2(6)】 「運営開始は令和10年10月を目標とすること」と有りますが、ここでの「運営 開始」は別項目（例えば、募集要項P. 15_5(6)⑤(ア)ウe_総合工程表）に記載の 「供用開始日」とは異なるものでしょうか。要求水準書に記載の、維持管理業 務・運営業務の実施期間にも関係しますので、整合をお願い致します。	運営開始と供用開始は同意義との認識です。よって、維持管理・運営業務の始 期は令和10年10月が目標となります。
30	募集要項本文	応募要項P4 事業実施予定期間 優先交渉権者選定と同時に設計業務開始できるよう、公募書類を修正下さい。	優先交渉権者の選定後、京都府と優先交渉権者の間での必要な調整や、必要に 応じた京都府議会の議決を得た上で契約締結することになりますが、当該契約 締結の前に事業者の負担と責任により準備行為を行うことは妨げません。
31	募集要項本文	募集要項P5 2. (7) 事業方式 「なお～地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 （平成7年政令第372号）～、随意契約（公募型プロポーザル方式）を採用す るものとする。」との記載だが、随意契約の為、物品又は役務の調達に係る競 争入札参加資格（特例調達契約含む）は不要との認識で良いでしょうか。必要 な場合、いつまでに申請が必要でしょうか。	競争入札参加資格が必要な事業者（又は事業者グループの構成員）は、募集要 項「4 プロポーザル参加に必要な要件（4）建設業務にあたる企業(P. 10～）」 への記載されている事業者のみです。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
32	募集要項本文	募集要項 P5 2.(9) 事業者の収入および支出に関する事項 本件に係る建築・事業運営に関し、多岐にわたる企業の参加が想定されるが30年間の事業期間中、府から費用を支払う先について制限はあるのか (構成員にのみ支払いは可、協力企業は不可など)	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
33	募集要項本文	公共事業として整備した場合の概算整備費は総額約343億円との記載がございました。施設整備費は「その費用を30年間の分割により支払うものとする。」とのことですが、全額が30年間の分割払いになるのか、それとも一部(補助金や起債相当額など)引渡時一括払いがあるのでしょうか。可能な範囲でご教示ください。	募集要項において例示のDBFO方式では、整備費対価は30年間の分割による支払いを想定しています。全額を分割払いとするのか、一部の金額を引渡時払いとするのかは制限はなく事業者から提案も可能です。ただ、詳細については、優先交渉権者決定後の京都府の予算措置状況等において、優先交渉権者(事業者)とも協議の上、決定します。
34	募集要項本文	募集要項2(9)① 「整備費を30年間の分割で負担する」とありますが、その基準金利、基準金利決定日(施設引渡しの○日前?)、基準金利見直し日(10年毎、5年毎?)等についてご教示ください。提案段階で30年割賦及びリースの金利の提示は先物の確定という観点から現実的では無いですし、引き渡し時に確定としても30年の超長期固定の割賦取引も極めて難しいと考えます。	6月中旬頃に追加公表の企画提案関係書類において整理してお示しします。なお、金利の長期固定は困難であることから、適宜見直すことを想定していません。
35	募集要項本文	募集要項 p.5 概算整備費約343億円はどこまでが含まれているかを確認させていただきたいので、費目の内訳をご提示していただけますでしょうか。	内訳を提示させていただきますが、あくまでも従来型の公共工事による整備費の参考概算でありご提案を制約等するものではないことに留意してください。提供を希望する場合は、法人名・担当者名を明らかにした上で電子メール(件名は「京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に関する概算整備費内訳の提供」とする。)により京都府文化施設政策監付(bunshi-kan@pref.kyoto.lg.jp)に問い合わせてください。
36	募集要項本文	募集要項6P(9) 事業者の収入及び支出に関する事項②自主事業について広告掲載スペース(メインアリーナ、サブアリーナ、結節空間)の媒体、大きさ、広告料の設定については、事業者の提案でよろしいか?	事業者の提案との認識で結構です。
37	募集要項本文	募集要項6P(9) 事業者の収入及び支出に関する事項④利用料金等の収入 自主事業展開やサブアリーナ、会議室などの各諸室についての個別料金設定は可能でしょうか。	可能です。事業者の提案との認識で結構です。
38	募集要項本文	募集要項6P(9) 事業者の収入及び支出に関する事項④利用料金等の収入 メインアリーナ観覧席利用料金を設けることは可能でしょうか。	可能です。事業者の提案との認識で結構です。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質疑	回答
39	募集要項本文	募集要項 6P 2. (11) 追加投資等の取扱い 事業者は、要求水準を充足する限り、府の事前の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、本施設の事業効果の増大や利用促進等につなげるための追加投資を行うことができるとあります。発注者様が承認の上で事業者で投資したものについては、事業終了時に発注者に引き渡すということでしょうか？	追加投資に係る事業期間終了時の取扱いについては、事業者の提案（無償譲渡・有償買取等）に基づき、京都府と事業者の間で協議の上、決定します。
40	募集要項本文	募集要項 6P 2. (9) ⑤維持管理・運営に対する府の負担について ⑤維持管理・運営に対する府の負担について年によって変動させることは可能でしょうか？主に初年度については開業準備や式典費用のため費用が増加することが予想されます。	可能です。事業者の提案との認識で結構です。
41	募集要項本文	【募集要項P.6_2(9)③】 事業期間終了後の事業者提案施設の取扱いについて御教示願います。施設の状況や利用者の要望等によっては、府への譲渡等も含め協議の対象になりますでしょうか。	事業者提案施設に係る事業期間終了時の取扱いについては、事業者の提案により、府への譲渡も含め協議の対象になると考えます。
42	募集要項本文	【募集要項P.6_2(9)④】 「ネーミングライツの導入にあたっては、府と協議すること」と有りますが、特段の事情（法令違反や公序良俗に反する内容など）が無い限り、事業者の提案が認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	募集要項本文	【募集要項P.6_2(9)⑤】 施設整備に係る概算参考費用の記載は有りますが、維持管理・運営に対する府の負担金額は提示されないのでしょうか。	維持管理・運営については、事業者の実施する運営内容により大きく異なることが予想されるため、京都府からの提示は予定しておりません。京都府から提示した概算整備費を参考にしていただき、京都府のVFM、府民負担の軽減策を積極的に御検討いただきたいと考えております。
44	募集要項本文	【募集要項P.6_2(9)⑤】 「収入の一部を府に還元する手法・仕組みについても提案することができる」と有りますが、その内容に制約は無く、還元額の算定方法（定額/定率）や還元する時期（開業X年目から還元）など全てが提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	募集要項本文	【募集要項P.6_2(11)②】 大規模修繕の費用はプロポーザルの提案金額に含まれない、との理解でよろしいでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の企画提案関係書類において、大規模修繕費の提案方法及び評価の考え方を提示します。
46	募集要項本文	【優先交渉権者選定基準P.4_5ウ】 募集要項 (2(9)⑤) には「事業者は収入の一部を府に還元する手法・仕組みについても提案することができる」と記載されていますが、当該還元については価格評価の対象にならないのでしょうか。非価格評価（価格提案書の評価）の対象になるのであれば、別表1で該当する評価項目を御教示願います。	価格点ではなく、企画提案評価点において評価します。具体的には選定基準別表1の「V運営企画・実施業務」のうち、特に「運営計画(P.9)」における評価を想定しています。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
47	募集要項本文	参加資格審査が必要となる「構成員」は、各業務を主に実施する企業のみで良いでしょうか。JVを組む先やSPCにマイナー出資する企業は含まれないという理解で良いでしょうか。	構成員とは、本事業における主たる業務（統括管理、設計、建設、工事監理、資金調達及び維持管理・運営等）において中心的な役割を果たし、自らの裁量と責任により実施する企業のこととします。 本プロポーザルにおいてJVの構成企業は「構成員」ではなく「協力企業」として取扱います。 SPCのマイナー出資企業も前述の構成員の要件を満たす場合には、本プロポーザルにおける構成員として取り扱います。 ※今回の定義により、参加資格確認申請関係書類（別紙2）において、構成員に該当しない企業が含まれていても修正や書類差替等は不要です。
48	募集要項本文	【募集要項P.9_4(1)】 こちらに「協力企業」と「協力者」の定義が有りませんが、それぞれ御教示願います。「協力企業」は「設計業務にあたる企業」「建設業務にあたる企業」「プレゼンテーションの実施/出席者」に記載が有り、「協力者」は「プレゼンテーションの実施/出席者」に記載が有ります。	協力企業とは、構成員や下請企業に該当しないが、本事業における主たる業務（統括管理、設計、建設、工事監理、資金調達及び維持管理・運営等）を実施する企業のこととします（JVの構成企業等）。 協力者とは、協力企業や下請企業その他、本プロポーザル提案業務の受託者等（法人事業者/個人事業者）を含むものとします。 ※今回の定義により、参加資格確認申請関係書類（別紙2）において、構成員に該当しない企業が含まれていても修正や書類差替等は不要です。
49	募集要項本文	【募集要項P.9_4(2)】 「参加する事業者あるいは事業者グループの全ての構成員は、」として要件が記載されていますが、「協力企業」には何ら要件が課されないのでしょうか。協力企業にも一定の制約は必要だと思料致しますので、明確な記載をお願い致します。	協力企業であっても、設計業務又は建設業務にあたる企業には、それぞれ資格要件を求めます。（募集要項「4プロポーザル参加に必要な要件（3）及び（4）（P.10～）」に記載）
50	募集要項本文	募集要項4(2)③ 「特定決定」というのは、優先交渉権者の選定日（審査結果の通知日）という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	募集要項本文	募集要項 p.9 構成企業とは、本事業の各業務において元請として契約を締結する先のすべてであり、協力企業との違いは業務の契約の有無であると捉えてよろしいでしょうか。SPCを設定した場合にそこへの出資は必ずしも条件ではないと考えますが、その認識でよろしいでしょうか。	構成員とは、本事業における主たる業務（統括管理、設計、建設、工事監理、資金調達及び維持管理・運営等）において中心的な役割を果たし、自らの裁量と責任により実施する企業のこととします。（京都府との契約関係の有無は問いません。） SPCを設立する場合、前述の要件を満たす構成員は、当該SPCに対して出資をする必要があります。ただし、その出資比率については要件を求めません。 ※今回の定義により、参加資格確認申請関係書類（別紙2）において、構成員に該当しない企業が含まれていても修正や書類差替等は不要です。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
52	募集要項本文	募集要項11ページの「4. プロポーザル参加に必要な要件(4) 建設業務にあたる企業」の④の実績について、企業屋内スポーツ施設の施工実績は天井開閉式の施設も該当すると考えて良いでしょうか。	屋内スポーツ施設として利用できる施設であれば、該当します。
53	募集要項本文	募集要項11ページの「4. プロポーザル参加に必要な要件(4) 建設業務にあたる企業」の④の実績について、民間企業発注の実績の場合、書類に含まれる機密事項はマスキングした上で提出させていただいてもよろしいでしょうか。	実績が確認できる資料であればマスキングをした資料でも可能です。
54	募集要項本文	募集要項11ページの「4. プロポーザル参加に必要な要件(4) 建設業務にあたる企業」の④の実績について、単独ではなくJVで元請として施工した案件については、JV代表者(スポンサー)として施工した案件であれば実績としてよろしいでしょうか。JVで施工した物件についての要件があればご提示願います。	JVで施工した案件は元請として契約している場合には実績となります。
55	募集要項本文	■構成員の変更又は追加について プロポーザル参加に必要な要件を満たしていない場合を除き、認められない条件はありますでしょうか。 また、構成員の追加が認めらる要件をご教示ください。	募集要項に記載の参加資格以外に特段の要件はありません。合理的な理由がある場合には構成員の変更又は追加を認める考えです。
56	募集要項本文	募集要項4(5) 事業者グループの構成員とは、本事業を遂行するために必要な主たる業務を実施する企業であり、府と契約を締結する者であると理解しておりますが、SPCを設立する提案をした場合、構成員の定義は、SPCに出資し、かつ本事業を遂行するために必要な主たる業務を実施する者、協力企業とは、SPCには出資し、かつSPCから業務を受託する者(さらにその受託者からさらに業務を受託する者も含む)という理解でよろしいでしょうか。	構成員とは、本事業における主たる業務(統括管理、設計、建設、工事監理、資金調達及び維持管理・運営等)において中心的な役割を果たし、自らの裁量と責任により実施する企業のこととします。(京都府との契約関係の有無は問いません。) SPCを設立する場合、前述の要件を満たす構成員は、当該SPCに対して出資する必要があります。ただし、その出資比率については要件を求めません。また、協力企業とは、構成員や下請企業に該当しないが、本事業における主たる業務(統括管理、設計、建設、工事監理、資金調達及び維持管理・運営等)を実施する企業のこととし、当該SPCに対する出資の有無は問いません。 ※今回の定義により、参加資格確認申請関係書類(別紙2)において、構成員に該当しない企業が含まれていても修正や書類差替等は不要です。
57	募集要項本文	企画提案の特定決定の日とは参加資格提出後提案要請を受けた日ということでしょうか。	企画提案の特定決定の日とは、優先交渉権者の選定日を指しています。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
58	募集要項本文	募集要項 P15 5. 応募の手続(6)企画提案関係書類の提出 f 各種シミュレーションによる検証結果について アリーナから発生する騒音や床振動の近隣住宅地への影響は必須での提出となっておりますが、前提条件と目標性能についてご指示いただかないと各社で検証結果がまちまちになると考えられます。また、共振による対策にて振動を完全になくすことは不可能なため、どの程度振動レベルを許容するのかによって建設費が大きく上振れすることが懸念されます。提案時は、検証方法や実績等による資料のまとめになると思われ、不確定要素が多いため、建設コストには反映せず、検証とその対策費のケーススタディまでを提示する考えでよろしいでしょうか。	アリーナの運営を見据えて、その利用方法や周辺に対する配慮レベル等を事業者が自ら設定をし、必要な騒音・振動対策を提案してもらいます。よって、画一的な目標値などを提示しない考えです。本シミュレーションを踏まえ、事業者において必要な対策やコストの提案をお願いします。
59	募集要項本文	●募集要項_P15_ (6) 企画提案関係書類の提出⑤提出書類 (別紙4) (イ) 財務書類 「ア財務書類提出書」とありますが、どのような資料を指しておりますでしょうか。指定書類等についてご教示ください。	6月中旬頃に追加公表の企画提案関係書類において整理してお示しします。
60	募集要項本文	募集要項15ページの「5. 応募の手続き(6)企画提案関係書類の提出⑤提出書類 (イ) 財務書類」のうち、キャッシュフロー計算書については提出企業単体のものを作成していない場合、提出企業グループの連結キャッシュフロー計算書でよろしいでしょうか。	提出企業単体で作成していない場合には、提出企業グループの連結キャッシュフロー計算書をご提出ください。
61	募集要項本文	募集要項P15 (6) ⑤ (イ)財務書類 h 発行済株式100%を保有する親会社と同グループで応募する場合は親会社の提出書類とは別途で親会社の書類は必要でしょうか。	書類が重複する場合は別途提出いただく必要はありません。
62	募集要項本文	【募集要項P. 15_5(6)⑤(イ)】 「作成が義務付けられていない書類は提出不要」と有りますが、「作成が義務付けられていない」ことについて説明や証明する書類の提出も不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	募集要項本文	【募集要項P. 15_5(6)⑤(イ)g】 附属明細書について、どのような記載内容が求められるでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の企画提案関係書類において整理してお示しします。
64	募集要項本文	取下願 事業者グループで応募する場合、「取下願」への署名は代表企業のみとしていただけないでしょうか。複数の構成員の署名を得るには事務手続き上時間がかってしまう為です。	取り下げざるを得なくなった時点で速やかにご提出をお願いすることが主眼です。構成員署名等手続きに時間を要する場合には、ご相談ください。
65	募集要項本文	募集要項6(1) 個別対話には、協力企業や協力者も出席可能でしょうか。	出席可能ですが、参加人数は計15名以内とさせていただきます。
66	募集要項本文	募集要項7④ プレゼンテーションの使用資料について、企画提案書以外に補足資料の使用も可能とのことですが、補足資料の提出期日はプレゼンテーションの前日という理解でよろしいでしょうか。	プレゼンテーションに使用される補足資料については、事前の提出は不要ですが、京都府の指示に従い、後日ご提出いただくことになります。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
67	募集要項本文	募集要項19P 10. 府と事業者のリスク分担（管理運営段階） 「事業者が所有する建物・設備等の大規模修繕に関するもの」 「修繕実施による施設閉鎖による収入・費用への影響に関するもの」は事業者の負担になっていますが、府が実施する大規模修繕等による影響に関しては府の負担としていただけますでしょうか。	京都府が所有権を有する建物・設備等についても事業者作成・提出による「中長期修繕計画書（企画提案書）」に基づき修繕を実施するものですので、修繕実施に伴う施設閉鎖による収入・費用への影響についても事業者側で見込んでください。
68	募集要項本文	募集要項P19 10. 府と事業者のリスク分担 不可抗力リスクについて、府及び事業者双方に○が付されているが、府への建物竣工引渡後の不可抗力リスクについては全て府負担の認識で良いでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
69	募集要項本文	募集要項P19 10. 府と事業者のリスク分担 金利変動リスクはどのように想定をしていますでしょうか。3年毎の金利連動による建物部分の整備対価改定を予定しておりますが、金利改定の基準金利の特定はありますでしょうか。また、昨今の金利変動を踏まえ、提案書提出時から竣工時までの金利スライドの導入をお願い致します。	金利についても提案を受けた上で、優先交渉権者選定後、契約条項に盛り込む予定をしています。金利に係る提案内容や考え方等については、6月中旬頃に追加公表の企画提案関係書類において整理してお示しします。
70	募集要項本文	募集要項19ページ「10. 府と事業者のリスク分担」について、共通のうち「整備工事等に関するインフレ、デフレ」は、京都府様及び選定事業者の双方に○が付されていますが、公共工事約款第26条が準用され（または同等の内容の京都府工事約款が適用され）、当該条項の規定により負担を定めるという理解でよろしいでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
71	募集要項本文	募集要項19ページ「10. 府と事業者のリスク分担」について、共通のうち「第三者賠償リスク」は、公共工事約款第29条が準用され（または同等の内容の京都府工事約款が適用され）、善管注意義務を選定事業者が怠ったことによる損害については選定事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
72	募集要項本文	募集要項19ページ「10. 府と事業者のリスク分担」について、共通のうち「不可抗力リスク」は、「天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等」について、京都府様及び選定事業者の双方に○が付されていますが、公共工事約款第30条が準用され（または同等の内容の京都府工事約款が適用され）、善管注意義務を選定事業者が怠ったことによる損害については選定事業者負担という理解でよろしいでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
73	募集要項本文	募集要項 19P 10. 府と事業者のリスク分担（共通） 本施設建設そのものに対する住民対応等について事業者にも○がついていますがどのように理解したらいいのでしょうか？事業そのものに対する対応は事業者でリスク負担しようがありません。必要に応じて貴府と協議は行いますが、施設建設そのものに対するクレームにより経済的な損失が発生した場合には貴府の負担としてください。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
74	募集要項本文	募集要項P19 10. 府と事業者のリスク分担 法令変更リスクに関して、法令の解釈の変更や警察・消防などからの行政指導は府のリスクに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
75	募集要項本文	募集要項P19 10. 府と事業者のリスク分担 物価変動リスク「管理運営に係るインフレ、デフレ」に関し、人件費の今後の上昇を鑑みて、維持管理の物価改定指数を「人件費」と「その他の維持管理費」にわけ、人件費の物価改定指数は「京都府最低賃金（京都労働局）」を指数としてしていただけますでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
76	募集要項本文	【募集要項P. 19_10_近隣対応リスク】 近隣対応リスク（本施設建設そのものに対する住民対応等）について、事業者が担うリスク分担として、現時点で想定されているものを御教示願います。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
77	募集要項本文	【募集要項P. 19_10_近隣対応リスク】 近隣対応リスク（上記以外のもの）について、リスク分担の原則「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する（出典：内閣府『PFI事業におけるリスク分担等のガイドライン』）」に基づけば、当該リスク分担は「事業者に帰責があるもの」とするのが合理的と考えますが如何でしょうか。お認め戴けない場合は、上記以外（すべて）のリスクを事業者の分担とする理由をお示し願います。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
78	募集要項本文	【募集要項P. 19_10_物価変動リスク】 府と事業者の双方に「○」が記載されていますが、現時点で想定されているリスク分担の内容を御教示願います。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
79	募集要項本文	【募集要項P. 19_10_物価変動リスク】 物価変動リスク（管理運営に係るインフレ、デフレ）について、30年間の維持管理・運営期間の物価変動を事業者が正確に予測し対応することは不可能です。当該リスクを事業者に分担させる建付けでは、提案時に多大なリスク相当コストを計上することになり、結果としてVFMを低下させる結果になるものと思料致しますが、御再考戴けないでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質疑	回答
80	募集要項本文	【募集要項P.19_10_不可抗力リスク】 不可抗力リスクについて、「疫病の発生」も当該リスクに含まれる、との理解でよろしいでしょうか。	想定されている疫病の定義が不明ですが、例えば、感染拡大時をパンデミックと呼称される新興感染症等については不可抗力リスクに含まれると考えています。6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
81	募集要項本文	募集要項10 リスク分担の内、府の指示又は府の帰責事由による場合は府がリスクを負担、それ以外の要因によるものは事業者がリスク負担、という整理がされているもの(※後述)がございますが、この整理では事業者側のリスク負担が過大であると考えます。内閣府の「PFI事業におけるリスク分担等のガイドライン」に基づき「事業者の帰責事由によるものは事業者の負担」としていただけないでしょうか。お認めいただけない場合は、そのような整理をされる理由をご教示願います。 (※要求水準未達リスク、建設着工遅延リスク、工事費増大リスク、工事遅延リスク、業務開始遅延リスク、業務内容の変更リスク、施設損傷リスク、什器備品管理リスク)	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
82	募集要項本文	募集要項20P 10.府と事業者のリスク分担(管理・運営段階:水光熱費リスク) 事業者のリスク負担となっておりますが、30年の長期期間における物価変動のリスクを全て事業者を負うことは大変厳しく、一定の範囲外は府の負担として頂けますでしょうか。または、供用開始から3年目までは事業者の提案金額によるが、4年目以降は、3年目までの平均を基準額とし、そこから変動した場合には改定いただく等のご対応をお願い致します。	光熱水費の変動は、一義的にはコスト削減等の経営努力や利用料金への転嫁により対応するものと考えています。本事業は、利用料金の設定についても事業者の提案によることから、光熱水費の変動リスクは事業者側で負担していただく考えです。
83	募集要項本文	募集要項20P 10.府と事業者のリスク分担(管理・運営段階:水光熱費リスク) 光熱水費の単価は提案者が調達可能な範囲で設定し、準備期間も含めて提案費用に含めるといってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	募集要項本文	募集要項20頁:10.府と事業者のリスク分担 工事費増大リスクについて、物価上昇によるものは、公共工事標準請負契約約款見合いのリスク分担という理解でよろしいでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
85	募集要項本文	募集要項20ページ「10.府と事業者のリスク分担」について、設計段階のうち「建設着工遅延リスク」は、「上記以外の要因による着工の遅延」が選定事業者負担とされていますが、既存施設の解体撤去または埋蔵文化財による着工遅延は、京都府様のご負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
86	募集要項本文	募集要項20ページ「10. 府と事業者のリスク分担」について、管理・運営段階の「管理・運営費の変動リスク」において、労務費を含む物価変動リスクは、京都府様のご負担という理解でよろしいでしょうか。あるいは適切な指標を定めて契約金額を変動させるようにして頂けますでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
87	募集要項本文	【募集要項P. 20_10_建設着工遅延リスク】 建設着工遅延リスク（上記以外の要因による着工の遅延）について、リスク分担の原則「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する（出典：内閣府『PFI事業におけるリスク分担等のガイドライン』）」に基づけば、当該リスク分担は「事業者に帰責があるもの」とするのが合理的と考えますが如何でしょうか。お認め戴けない場合は、上記以外（すべて）のリスクを事業者の負担とする理由をお示し願います。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
88	募集要項本文	【募集要項P. 20_10_工事費増大リスク】 工事費増大リスク（上記以外の要因による工事費の増大）について、リスク分担の原則「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する（出典：内閣府『PFI事業におけるリスク分担等のガイドライン』）」に基づけば、当該リスク分担は「事業者に帰責があるもの」とするのが合理的と考えますが如何でしょうか。お認め戴けない場合は、上記以外（すべて）のリスクを事業者の負担とする理由をお示し願います。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
89	募集要項本文	【募集要項P. 20_10_工事遅延リスク】 工事遅延リスク（上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延）について、リスク分担の原則「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する（出典：内閣府『PFI事業におけるリスク分担等のガイドライン』）」に基づけば、当該リスク負担は「事業者に帰責があるもの」とするのが合理的と考えますが如何でしょうか。お認め戴けない場合は、上記以外（すべて）のリスクを事業者の負担とする理由をお示し願います。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
90	募集要項本文	<p>【募集要項P.20_10_業務開始遅延リスク】 業務開始遅延リスク（上記以外の要因による業務開始の遅延）について、リスク分担の原則「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する（出典：内閣府『PFI事業におけるリスク分担等のガイドライン』）」に基づけば、当該リスク分担は「事業者に帰責があるもの」とするのが合理的と考えますが如何でしょうか。お認め戴けない場合は、上記以外（すべて）のリスクを事業者の分担とする理由をお示し願います。</p>	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
91	募集要項本文	<p>【募集要項P.20_10_業務内容の変更リスク】 業務内容の変更リスク（上記以外の要因による業務内容の変更）について、リスク分担の原則「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する（出典：内閣府『PFI事業におけるリスク分担等のガイドライン』）」に基づけば、当該リスク分担は「事業者に帰責があるもの」とするのが合理的と考えますが如何でしょうか。お認め戴けない場合は、上記以外（すべて）のリスクを事業者の分担とする理由をお示し願います。</p>	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
92	募集要項本文	<p>【募集要項P.20_10_施設損傷リスク】 施設損傷リスク（上記以外の要因による施設、設備の損傷）について、リスク分担の原則「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する（出典：内閣府『PFI事業におけるリスク分担等のガイドライン』）」に基づけば、当該リスク分担は「事業者に帰責があるもの」とするのが合理的と考えますが如何でしょうか。お認め戴けない場合は、上記以外（すべて）のリスクを事業者の分担とする理由をお示し願います。</p>	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
93	募集要項本文	<p>【募集要項P.20_10_管理・運営費の変動リスク】 管理・運営費の変動リスク（上記以外の要因による管理・運営費の変動）について、リスク分担の原則「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する（出典：内閣府『PFI事業におけるリスク分担等のガイドライン』）」に基づけば、当該リスク分担は「事業者に帰責があるもの」とするのが合理的と考えますが如何でしょうか。お認め戴けない場合は、上記以外（すべて）のリスクを事業者の分担とする理由をお示し願います。</p>	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
94	募集要項本文	<p>【募集要項P.20_10_管理・運営費の変動リスク】 管理・運営費の変動リスク（上記以外の要因による管理・運営費の変動）について、不可抗力に起因する場合は府と事業者の協議対象として戴けますでしょうか。</p>	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
95	募集要項本文	【募集要項P.20_10_水光熱費リスク】 30年間の維持管理期間の変動を事業者が正確に予測し対応することは不可能です。当該リスクを事業者に分担させる建付けでは、提案時に多大なリスク相当コストを計上することになり、結果としてVFMを低下させる結果になるものと思料致しますが、御再考戴けないでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
96	募集要項本文	【募集要項P.20_10_需要変動リスク】 不可抗力に起因する場合は府と事業者の協議対象として戴けますでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
97	募集要項本文	【募集要項P.20_10_什器備品管理リスク】 什器備品管理リスク（上記以外の要因による什器備品等の盗難・破損・紛失等に関するもの）について、リスク分担の原則「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する（出典：内閣府『PFI事業におけるリスク分担等のガイドライン』）」に基づけば、当該リスク分担は「事業者に帰責があるもの」とするのが合理的と考えますが如何でしょうか。お認め戴けない場合は、上記以外（すべて）のリスクを事業者の分担とする理由をお示し願います。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
98	募集要項本文	募集要項10 水光熱費リスクを事業者のみの負担とした理由をご教示ください。昨今のエネルギーコストの上昇により、水光熱費の変動リスクを事業者側で負担するとご提案が難しくなります。水光熱費の変動リスクは府の負担とすべきと考えます。	光熱水費の変動は、一義的にはコスト削減等の経営努力や利用料金への転嫁により対応するものと考えています。本事業は、利用料金の設定についても事業者の提案によることから、光熱水費の変動リスクは事業者側で負担していただく考えです。
99	募集要項本文	募集要項22ページ「11. 契約等の流れ」において、「優先交渉権者の辞退その他の理由により契約に至らない場合」は、違約金等は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	募集要項本文	募集要項>11. 契約等の流れ ③建物売買契約は、建築確認完了時まで締結不可との認識です（宅建業法による規制）が、法令にのっとった時期で契約を締結すればよろしいでしょうか。	法令に則った時期に契約を締結します。なお、募集要項に記載の契約内容やその締結時期は、事業者の提案する事業方式等によって変更を行います。
101	募集要項本文	募集要項11 府議会の議決が必要となる契約は具体的にどれでしょうか。また、施設整備費の内、府が所有しない部分については必要に応じリース料等として府が費用を負担することですが、リース契約を締結する場合の府議会議決の要否についてもご教示願います。	募集要項において例示していますDBFO方式では、本件に関して、事業者から京都府が所有権を得るための財産取得（建物売買契約）及び京都府の財産を事業者が無償で貸し付けるための財産無償貸付（建物土地使用貸借契約）について、府議会の議決を要すると考えています。
102	募集要項本文	募集要項P23 13. ⑥契約保証金 「契約と同時しなければならない」とあるが、契約とはどの契約を指すか。また、契約保証金の還付は建物竣工後引渡時の認識で良いか。また、入札保証金はなしの認識で良いか。	具体的な契約保証金の額や納付及び還付時期等については、6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。入札保証金は今回該当しません。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
103	募集要項本文	募集要項23頁：13. -②応募書類の取り扱い 「府が必要と判断した場合には、優先交渉権者の企画提案書等の一部又は全部を無償で使用できる」とありますが、提案提出者の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる内容は除かれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	募集要項本文	募集要項23頁：13. -⑤応募者が1者の場合 「本プロポーザル手続を中止することがある」とありますが、参加資格確認書類受付時には応募が複数者あり、参加資格確認後の辞退などにより提案書提出者が1者となった場合は提案審査が行われ、総合評価点が600点を満足すれば優先交渉権者に選定されるとの理解でよろしいでしょうか。 提案書作成等には相応の費用・時間がかかるため、提案書を提出した際には審査をしていただきたいと思えます。	ご理解のとおりです。 (後段についてはご意見として承ります。)
105	募集要項本文	■契約保証金について 契約保証金は、「整備費は30年間の分割」とされているにも関わらず、必要でしょうか。 必要な場合、契約金額の定義につきご教示ください。 整備費のみ、又は、整備費＋維持管理運営費用合計でしょうか。 維持管理運営費用が含まれる場合、何年分でしょうか。 また税込or税抜いずれの10%でしょうか。	具体的な契約保証金の額や納付及び還付時期等については、6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
106	募集要項本文	募集要項P23 13 ⑥契約保証金に関して、 「京都府会計規則台159条第2項の(1)契約者が保険会社との間に府を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき」の記載がございますため、履行保障保険を付保する場合、SPCが履行保証保険を付保するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	募集要項本文	【募集要項P. 23_13⑥】 「契約金額の100分の10の額の契約保証金」と有りますが、「建物売買契約の契約金額の100分の10の額の契約保証金」との理解でよろしいでしょうか。	具体的な契約保証金の額や納付及び還付時期等については、6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
108	募集要項本文	【募集要項P. 23_13⑥】 「契約金額」には、維持管理・運営に対する費用（府の負担分）は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。仮に30年間分の維持管理・運営業務費を含むとすれば、契約保証金額が多となり事業性を著しく低下させ、結果的に官民双方にデメリットを生じるものと考えます。	ご意見として承った上で、検討させていただきます。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質疑	回答
109	募集要項本文	【募集要項P. 23_13⑥】 契約保証金を免除する要件として記載されている「京都府会計規則第159条第2項第7号」が認められる場合について、具体的に御教示願います。	本事業における取扱いについて、個別対話も踏まえて検討させていただきます。
110	募集要項本文	【募集要項P. 23_13⑦】 「契約締結までに、以下の各号の要件を満たすSPCを設立し」と有りますが、「契約締結」は「事業契約の締結」との理解でよろしいでしょうか。優先交渉権者の決定（令和6年11月末まで）から基本協定の締結（令和6年12月）までの間にSPCを設立・登記するには期間が短く、不可能と考えます。	事業契約の締結までにSPCを設立させていただきます。
111	募集要項本文	【募集要項P. 23_13⑦】 (ア)～(エ)の要件を満たす限り、株式の種類・資本金額・本店所在地・機関等は事業者には委ねられている、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	募集要項本文	募集要項13 SPCを設立した場合、出資者は事業契約の終了までSPC株式を保有し、府の事前承諾がなければ株式の譲渡等は実施不可とのことですが、現状想定されている承諾不可条件をご教示願います。	本事業の趣旨・公共性から鑑みて、株式の譲渡先として相応しくないと考えられる場合を想定しています。
113	募集要項本文	募集要項13 本事業における違約金に関するお考えご教示ください。 民間（事業者）側の責めに帰すべき事由に基づく契約解除の効果として事業者から府に違約金を支払う、という所謂違約金規定が事業契約に存置されるものと存じます。設計建設期間、維持管理運営期間に分けて、お考えをお示しください。 SPCを設立する場合、PPP/PFI事業においては、事業の安定的継続の観点から違約金相当以上の資本金を置くことがよく行われます。参加資格審査申請に向けて、資本金の額とそのシェアをコンソーシアム内で協議する必要がありますので、お早目にご教示いただきたく願います。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
114	別紙2	別紙2の参加資格確認申請関係書類の京都府税（個人府民税を除く。）について滞納がないことの証明として、「府税納税証明書交付請求書」を提出とありますが、京都府に本社・営業所がない場合も、取得することで宜しいでしょうか。	府税納税証明書は、京都府内における事業所の有無にかかわらず、請求・交付が可能です。府税に滞納が無い場合には、証明書においてその旨を証明します。
115	別紙2	別紙2の参加資格確認申請関係書類の「消費税及び地方消費税納税証明書」ですが。納付額記載の書類でしょうか、未納がないことを証明する書類でしょうか。また過去何年度分を用意すればよろしいでしょうか	直近年における未納が無いことの証明で結構です。
116	別紙2	参加資格確認申請関係書類の中で、9府税納税証明書とありますが、京都府の府税納税証明書でしょうか。京都府外の業者の場合は、不要ということでしょうか。	府税納税証明書は、京都府内における事業所の有無にかかわらず、請求・交付が可能です。府税に滞納が無い場合には、証明書においてその旨を証明します。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
117	別紙2	参加資格確認申請関係書類の中で、8 消費税及び地方消費税納税証明書はその3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用でよろしいでしょうか。また、電子発行の場合は原本(紙面)でなくてもよろしいでしょうか。	未納が無いことの証明(その3の3)で結構です。原本ではなく、コピーでも構いません。
118	別紙2	参加資格確認申請関係書類の中で、1 1 一級建築士事務所の登録証明書の原本は必要でしょうか。	コピーでも構いません。
119	別紙2	募集要項P13 5 (4) ④ 提出書類 参加資格確認申請関係書類(別紙2) No.8「消費税及び地方消費税納税証明書」は納税証明書(その1)(その3)のどちらかとの理解でよろしいでしょうか。連結決算の関係で、直近の事業期間の納税の確定が遅れる可能性があり、(その3)の場合、提出が出来ない可能性がございます。その旨の申し出をした場合、納税証明書が取れしだい提出とさせていただきますでしょうか。	未納が無いことが分かる証明書であれば「その3の3」にはこだわらないです。参加資格確認申請関係書類の提出期限(6月28日)までに取得困難である場合には、提出期限までにその理由を付した書面(任意様式)を提出の上、取得次第、速やかに追加提出をお願いします。
120	別紙2	参加資格審査確認申請書類 法人登記簿謄本は現在事項全部証明書でよろしいでしょうか。	現在事項全部証明書です。
121	別紙2	参加資格審査確認申請書類 消費税及び地方消費税納税証明書は税額表示のものか未納のない証明(その3の3)のどちらでしょうか。	未納が無いことの証明(その3の3)で結構です。
122	別紙2	募集要項P13 5 (4) ④ 提出書類 参加資格確認申請関係書類(別紙2) No.9「府税納税証明書」は京都府に本店、営業所を構える企業のみ提出との理解でよろしいでしょうか。	京都府に本社・営業所がない場合にも、府税の滞納が無いことの証明としてご提出いただきます。
123	別紙2	参加資格審査関係書類のうち様式1「公募型プロポーザル参加資格確認申請書」および様式2「使用印鑑届」について、「代表者印(印鑑登録されているものに限る。)を押印すること。」とありますが、構成員として参加するにあたり、印鑑登録の無い支店長名で参加させて頂きたいと考えております。この場合、印鑑登録のある代表者(社長)から支店長への委任状および代表者の印鑑証明書を提出することにより、受任者である支店長による申請は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。支店長への委任状(代表者印)と代表者印の印鑑証明書を提出いただければ、様式1及び2は支店長名及びその印鑑で結構です。
124	別紙2	参加資格審査関係書類のうち様式3「法人概要書」について、添付する業務実績の確認書類は、契約書、設計図書、施設運営者のホームページ、またはコリンズ等、募集要項に定める要件の記載が確認できるものであれば様式の指定は無いものと考えてよろしいでしょうか。	業務実績が確認できる書類であれば、様式の指定はありません。
125	別紙2	参加資格審査確認申請書類〔様式4〕役員等一覧表欄外(3)は該当者がいれば記載するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
126	別紙2	募集要項 別紙2 No.4：様式4/役員等一覧表、No.6：法人登記簿謄本 2024年6月に役員異動がある場合、法人登記簿謄本への変更登記の反映が書面提出済の2024年6月28日に間に合わない可能性がございます。その場合、様式4/役員等一覧表については2024年6月28日時点の役員、法人登記簿謄本については取得時点のものを一旦提出の上、変更登記反映後に再度ご提出にて問題ございませんでしょうか。	問題ございません。
127	別紙2	【募集要項_別紙2_様式4脚注(2)】 「営業所、事務所、その他組織の業務」と有りますが、「業務」は本事業あるいは京都府に係る業務との理解でよろしいでしょうか。当社で取り扱う全ての「業務」について当該対象者を記載すると人数が多くなるため、御配慮戴けますと幸いです。	役員や支配人と同等程度以上の権限を実態として持つ該当者がいれば記載していただく必要があります。
128	別紙2	【募集要項_別紙2_様式4脚注(3)】 「事業の利益に重大な影響を及ぼす業務」「又は当該営業所等の業務」と有りますが、「業務」は本事業あるいは京都府に係る業務との理解でよろしいでしょうか。当社で取り扱う全ての「業務」について当該対象者を記載すると人数が多くなるため、御配慮戴けますと幸いです。	役員や支配人と同等程度以上の権限を実態として持つ該当者がいれば記載していただく必要があります。よって、例えば「部長」の役職であることをだけをもって該当するものではありません。
129	別紙2	要求水準書別紙2 参加資格確認申請関係書類NO.10 建設業務に当たる企業【監理技術者】の配置予定技術者調書ですが、事情によっては変更可と考えてよろしいでしょうか？	変更可能です。
130	要求水準書本文	■要求水準書 2 ページ (5)⑦ 「JR、阪急の複数の鉄道及び、名新及び京都縦貫道などICからも比較的近い立地の優位性をいかす」との記載があるので、公共交通機関もさることながら、自家用車を交通手段として考えていると読み取れるが、その後の要求水準書には、一般利用者は、公共交通機関の利用を主とする考えが強調されている点について、駐車場の役割についての考え方改めてご教示頂きたい。	鉄道と有料自動車道が併記されていますが、すべてが一般利用者のためではなく、興行等運営者側に係る利便性の意味も含まれております。一般利用者については、公共交通機関の利用を主とする考えに変わりはございません。
131	要求水準書本文	国際スポーツ、エンタメ、市民スポーツへの対応を期待されていますが、開催回数、使用等の制限はありますか。	特段ありません。
132	要求水準書本文	要求水準書p.2 (施設整備・運営方針⑦) 競輪場の再整備は令和10年度完了予定とありますが、リニューアルオープンの時期は柔軟に考えることは可能でしょうか。	「向日町競輪場基本構想」におきまして、令和11年度の全面リニューアルオープンを目指すとしておりますので、変更の考えは現時点ではございません。
133	要求水準書本文	要求水準書3P (7) 事業者による運営の結果生じる収益等の帰属プロフィットシェアをご提案した場合、収入額が下振れした場合は補填等(ロスシェアリング)については、協議対象になるのでしょうか。	単なる赤字補填は認められません。収入下振れの原因(帰責性等)を踏まえて、京都府と事業者において協議します。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質疑	回答
134	要求水準書本文	要求水準書3頁：第1-2-(6)-④事業スケジュール 令和10年10月に運営開始できれば、設計・建設期間の長短は提案の評価には影響しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	要求水準書本文	要求水準書3頁：第1-2-(6)-④事業スケジュール 運営開始目標が令和10年10月とあるが、遅延しても要求水準未達にはならないとの理解でよろしいでしょうか。	遅延した場合の要因（事業者の帰責性の有無）によるものと考えます。
136	要求水準書本文	要求水準書8頁：第1-6事業内容の変更 事業内容を変更した場合には、必要な契約変更が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	契約内容（条項）に変更が生じる場合には、変更契約を締結します。
137	要求水準書本文	要求水準書8ページ「7損害賠償、保険への加入」について、「事業者がその責に帰すべき理由により、府や利用者、その他の関係者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない」とありますが、公共工事約款（または京都府工事約款）等で免責が定められている場合は、事業者は責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理してお示しします。
138	要求水準書本文	【要求水準書P.8_第1_7】 「維持管理・運営開始日までに、保険契約を締結し、当該期間中、当該保険に引き続き加入」と有りますが、加入する保険の内容は、事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書本文	【要求水準書P.8_第1_7】 「維持管理・運営開始日までに、保険契約を締結し、当該期間中、当該保険に引き続き加入」と有りますが、長期の事業期間において保険商品自体が廃止や変更になる可能性が有ります。その場合には同等の保険に加入することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	要求水準書本文	【要求水準書P.8_第1_7】 「興行イベントの主催者に対しては、イベント保険等の加入を義務付けること」と有りますが、市民団体等の利用を妨げる懸念が生じます。「興行イベント」の範囲を（市民団体の利用や非営利のイベントは除く、など）明確に御教示願います。	興行イベントとは、不特定又は多数の観客を対象に料金を徴収して行う催しのこととし、詳細は利用規約等により定めることとします。
141	要求水準書本文	【要求水準書P.8_第1_7】 「興行イベントの主催者に対しては、イベント保険等の加入を義務付けること」と有りますが、このルールは利用規約に規定されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書本文	【要求水準書P.8_第1_7】 「興行イベントの主催者に対しては、イベント保険等の加入を義務付けること」と有りますが、保険の内容は興行イベントの主催者に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書本文	【要求水準書P.8_第1_8】 「業務上知りえた個人情報」の定義を御教示ください。	個人情報の保護に関する法律第2条のとおりです。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
144	要求水準書本文	【要求水準書P.8_第1_9】 「業務上知りえた秘密」の定義を御教示ください。	公に知られていない事実であって、本事業の実施に支障が生じるおそれ、又は京都府や利用者等の利益を害するおそれがあるものです。
145	要求水準書本文	要求水準書9頁：第2-I-1-(1)_⑦近隣住民への要望への対応 全ての近隣住民からの要望に応じることは不可能なため、「各業務を行うにあたり、近隣住民及び関係行政機関からの要請や意見に配慮した施設整備を実現すること。」としていただきたい。	あくまでも各業務を実施するに当たっての基本方針であり、地域に喜ばれる施設として整備する基本的な考え方を示したものです。全ての近隣住民からの要望に応じることを義務付けているものではありません。
146	要求水準書本文	要求水準書9頁：第2-I-1-(1)_②計画地の概要 アリーナ施設と競輪施設は、建築基準法上の1敷地として計画するとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案により、1敷地だけでなく、敷地分割することも可能です。
147	要求水準書本文	要求水準書9頁：第2-I-1-(1)_②計画地の概要 図表1に記載の余剰スペース面積は目安であり、競輪事業の実施が可能であればアリーナの敷地面積は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
148	要求水準書本文	要求水準書10P、11P (3) 施設全体に関する事項 (ア) 実施を想定する大規模スポーツ大会への適合についてですが、世界体操競技選手権(体操競技)使用するフローア、器具等においては府の施設備品として購入を想定されているのでしょうか。	競技で使用するための器具等は、レンタルや持ち込みも想定されることから必ずしも施設備品として用意する必要はありません。
149	要求水準書本文	要求水準書10頁：第2-I-1-(1)_②計画地の概要 図表1のその他留意事項に、建設工事着手について府が実施する解体工事計画・埋蔵文化財調査との調整が必要とあるが、事業者が提案する建設工事着手時期までに、アリーナ敷地内の解体工事・埋文調査を完了し、更地で引き渡しいただける計画としていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	建設工事着手時期までに解体工事及び埋蔵文化財発掘調査を完了する予定ですが、具体的には提案内容を踏まえて協議・調整させていただきます。
150	要求水準書本文	要求水準書P10 その他留意事項に、「・計画地内の既存施設等の解体撤去については、事業者選定時期と並行して、府が別途発注し実施する。」とありますが、工事着手時に於ける下記事項は以下の通りでよろしいでしょうか。 ・建物解体(付帯建物含む)は地上・地下・基礎・杭共に全て撤去済 ・外構解体(舗装・囲障・緑地・工作物・給排水設備・各種設備槽)は全て撤去済 ・撤去跡は造成され平滑に整地済 ・撤去跡の敷地境界は京都府がリース品のフェンスバリケード等を設置 否の場合は、各項目の工事着手時の状況をご指示願います。	建物や外構等は全て撤去予定です。撤去跡は整地を前提としていますが、詳細は提案内容を踏まえて協議・調整させていただきます。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
151	要求水準書本文	<p>上記に伴い、工事着手時の下記状況をご指示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手時の平均地盤レベル ・仮設置の雨水貯留池・仮設排水溝及び柵の設置の有無 ・現況と異なる歩車道の切下げや街路樹・標識等の移設の有無 	<p>工事着手時において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均地盤レベルは競輪場の計画案等にも関係するため、協議・調整が必要となります。 ・仮設の排水施設や歩道の切下げ等の予定は、現在ありません。
152	要求水準書本文	<p>要求水準書P10 その他留意事項に、「・計画地内には埋蔵文化財（長岡宮跡）が存在することが確実視されるため、府により発掘調査を実施する。」とありますが、工事着手時に於ける下記事項は以下の通りでよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財発掘時に発生した廃棄物(コンクリート・ガレキ)は処分済 ・埋蔵文化財発掘に伴う既存建物等の部分的な地中残置物は無し ・埋蔵文化財発掘に伴う掘削土は転圧され埋戻しされている 	<p>ご理解のとおりです。</p>
153	要求水準書本文	<p>要求水準書P10 その他留意事項に、「・敷地内には公図上のみ里道が存在しているが、その取扱について行政間で調整中である。」とありますが、工事着手時には里道は全て撤去され、工事に支障ないものとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>公図上の里道は競走路（バンク）などを縦断しておりますが、現況では道路としては存在しておりません。当該里道の対応については向日市と調整中です。</p>
154	要求水準書本文	<p>要求水準書 第2 I (2)② その他留意事項において、「敷地内には公図上～調整中である。」とありますが、調整はいつ頃終了する想定かご教示ください。</p>	<p>現時点では、終了時期を明示できませんが、本事業に支障が生じないよう調整を進めていきます。</p>
155	要求水準書本文	<p>要求水準書 p.10 第2-設計建設段階 I-設計業務 本施設において「指定緊急避難場所」に求められる要求水準・収容人数等については、向日町競輪場と同等であると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本プロポーザルにおいては向日町競輪場と同等として提案をお願いします。具体は、優先交渉権者選定後に協議・調整させていただきます。</p>
156	要求水準書本文	<p>要求水準書P11床面材質に体操競技の記載がありますが、使用する体操器具、マット等の備品は主催者の持ち込み備品とし、床金物などの対応は不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合は、備品リストをご提示願います。</p>	<p>競技で使用するための器具等は、レンタルや持ち込みも想定されることから必ずしも施設備品として用意する必要はありません。</p>
157	要求水準書本文	<p>要求水準書P11サブアリーナの仕様に記載の学生スポーツ全国大会の府予選開催を受け入れることができる仕様、設備について最低限必要な面数や備品などについて具体的に提示いただけないでしょうか。</p>	<p>体育館主要競技（バレーボール、バスケットボール、体操、バドミントン、卓球、ハンドボール）を想定しており、最低面数はバレーボールやバスケットボールの1面とします。競技で使用するための器具等は、レンタルや持ち込みも想定されることから必ずしも施設備品として用意する必要はありません。</p>

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質疑	回答
158	要求水準書本文	要求水準書11P (3) 施設全体に関する事項 (ア) 「実施を想定する大規模スポーツ大会への適合」ここに列記されているすべての競技における専用コートや木製体育床等を施設備品として事業者が用意するという趣旨でしょうか。	競技で使用するための器具等は、レンタルや持ち込みも想定されることから必ずしも施設備品として用意する必要はありません。
159	要求水準書本文	要求水準書>P12>第2>Ⅱ>1-(3)施設全体に関する事項①施設の概要(ア)メインアリーナの仕様 座席数8,000席以上(固定席および可動席合計)とありますが、コートサイドに並べる仮設席は可動席と考え、席数に含めることでよろしいでしょうか。また、コンサート等の場合の座席数について「大規模イベントにも対応した座席数」として想定している数値をお示しください。	座席数に計上する座席については「Bリーグホームアリーナ検査要項2026-27シーズン新B1用」及び「SVリーグ/Vリーグホームアリーナ検査要項(2024-30シーズン用)」の規定に沿うものと考えます。 「大規模イベントにも対応した座席数」については明確な数値は提示いたしません。スポーツ時想定座席数を有する規模のなかで、コンサート実施時に可能なかぎり見切り席を少なくするなど効率的効果的な座席利用などについてご提案いただきたいと思いますと考えております。
160	要求水準書本文	Bプレミアム、SVリーグにおけるホームチームについて京都府の考えをご教授ください。	現時点では、両リーグに属するチームのうち、京都府内をホームとしているのは「京都ハンナリーズ」のみです。
161	要求水準書本文	要求水準書Ⅰ設計業務(5)①(ア)「計画地境界において不要な騒音や振動の影響を及ぼさないこと。」とありますが、「不要な」とあいまいな表現となっていますが、明確な目標値はございますでしょうか。	アリーナの運営を見据えて、その利用方法や周辺に対する配慮レベル等を事業者が自ら設定をし、必要な騒音・振動の対策を提案してもらいます。よって、画一的な目標値などを要求水準としては提示しない考えです。
162	要求水準書本文	要求水準書17P その他来場者用諸室(観客関連エリア)について 飲食対応可能なテナントスペース、売店、自販機スペースに対しての行政財産目的外使用料を納付する必要はございますか。	不要です。募集要項において例示していますDBFO方式では、事業の収入は全て事業者へ帰属します。
163	要求水準書本文	要求水準書Ⅰ設計業務(5)②(イ)a耐震性能の要求事項で、メイン、サブアリーナ以外(デッキや渡り廊下などを想定)の建物別棟を提案する場合も全てⅡ類以上でしょうか。	要求水準書は避難所としての指定が想定される施設(メインアリーナ及びサブアリーナ)について定めるものであり、事業者提案施設等の別棟は対象外です。
164	要求水準書本文	要求水準 P18 ②(イ)aに記載されている構造体Ⅱ類は立体駐車場は適用外とし、構造体Ⅲ類にて整備と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書は避難所としての指定が想定される施設(メインアリーナ及びサブアリーナ)について定めるものであり、事業者提案施設等の別棟は対象外です。
165	要求水準書本文	要求水準 P18 b 耐久性能 「・・・65年間程度・・・」とありますが、立体駐車場のような鉄骨造の施設にも要求されますか。	要求水準書は避難所としての指定が想定される施設(メインアリーナ及びサブアリーナ)について定めるものであり、事業者提案施設等の別棟は対象外です。
166	要求水準書本文	要求水準書P20(イ)外構の詳細 c計画地内の工作物・樹木の伐採・植栽について、現状の緑を考慮した計画とする。と記載があります。解体完了時に残置される既存の植栽図を公表資料に含めていただけないでしょうか。	計画案により残置部分が変わるため、それを踏まえて提案して下さい。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質疑	回答
167	要求水準書本文	要求水準P23 (2) 什器備品調達・設置業務 ②業務の詳細 「・府が指定するスポーツ競技に必要となる備品等及び府が求める施設に必要となる備品等は、府と協議のうえで備品の内容及び数量のリストを作成し、調達・設置及び設置に必要な据付調整を行うこと。」について 府が指定するスポーツ競技備品等についてのリストをご提示いただけるのでしょうか。また、その備品の調達費用については事業者負担となるのでしょうか。	京都府が指定する競技とは、体育館主要競技（バレーボール、バスケットボール、体操、バドミントン、卓球、ハンドボール）と想定されますが、実際は、施設で事前に調達すべきものについては事業者からの提案で構いません。その際の調達費用は事業者負担と考えます。
168	要求水準書本文	要求水準書23頁：第2-II-2-(2) ②業務の詳細 「府が指定するスポーツ競技」を明示願います。	京都府が指定する競技とは、体育館主要競技（バレーボール、バスケットボール、体操、バドミントン、卓球、ハンドボール）と想定されますが、実際は、施設で事前に調達すべきものについては事業者からの提案で構いません。
169	要求水準書本文	要求水準書II建設業務2(3)②に「杭地業工事を行う場合は、全数の施工に立ち会い、」とありますが、杭地業工事に係わる全ての項目に監理者が立ち会うということでしょうか。全数立ち会うのであれば、例えば支持層確認のみなど重点項目だけに絞ることは可能でしょうか。	適切に施工されていることを確認できるのであれば、重点項目だけに絞ることも可能です。
170	要求水準書本文	要求水準書25P(3)行政等への協力業務 ・府が協力を求める本施設の以下の利用目的については、府の提示するスケジュール案に沿って事業者が協議に応じるとともに、予約開始前の段階で利用の可否について判断をすること。 公的利用等による優先予約に協力しますが、メインアリーナにおける興行等の予約においては、数年前より予約が入る事情等を考慮し、優先的に予約をさせて頂きたい。	府と事業者の協議時点における興行等の予約状況の範囲内で協力を求める考えです。少なくとも一般利用の予約開始時期にはスケジュール案により京都府と事業者で協議を行うものです。
171	要求水準書本文	【要求水準書P.25_第3_I1(3)】 「開業準備業務の実施時期は、事業者による提案」と有りますが、設計・建設期間（令和7年4月～令和10年3月）と重複しての提案も妨げられるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	要求水準書本文	【要求水準書P.25_第3_I2(1)】 「利用規約案の策定業務」と有りますが、最終的に「利用規約」は府が定めるものと考えてよろしいでしょうか。	募集要項において例示のDBFO方式では、事業者が維持管理・運営の主体となることから、事業者において利用規約を策定する想定です。
173	要求水準書本文	【要求水準書P.25_第3_I2(2)】 「効果的な方法」には、ウェブサイト（ティザーサイト）やパンフレット等の作成・活用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	要求水準書本文	【要求水準書P.25_第3_I2(2)】 「広報・誘致活動」の結果、予約・申し込みが有った場合には、その対応も必要になりますが、当該対応は開業準備業務に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
175	要求水準書本文	<p>【優先交渉権者選定基準P.10_別表1V】 「運営企画・実施業務」の具体的評価項目として「開業前準備」が記載されていますが、当該項目には開業準備業務のうち維持管理に係る業務（要求水準書_第3 I 1(2)(エ)）は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
176	要求水準書本文	<p>要求水準書26P (3) 行政等への協力業務 オープニングイベント等については、広く府民が参加でき、また、施設の利用体験等を予定するが、詳細は府と協議した上で決定する。 行政等への協力業務、開館式典等実施業務は、主体は府で事業者はサポートとの理解で問題ないでしょうか。また、オープニングイベント費用については府の予算で実行されるのでしょうか。</p>	<p>募集要項において例示のDBFO方式では、事業者が開業準備業務や維持管理・運営業務の主体です。オープニングイベント等を京都府が主体となることを妨げるものではありませんが、内容や費用負担を含めて京都府と事業者が検討、協議をして決定する考えです。</p>
177	要求水準書本文	<p>●要求水準書_P26_第3_I_(4)施設の維持管理業務 ・開業準備期間中の維持管理業務については、清掃業務・保安警備等の記載がありませんが、引渡し以降は警備業務(機械警備等)や開業準備期間中の各種広報・誘致や式典・イベント等に向けた清掃業務が必要となると考えています。 P27_第4_1_(2)維持管理業務区分に記載の業務の内、法令上また速やかな開業に対応するために事業者が必要と判断する業務について提案し、その費用を計上するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
178	要求水準書本文	<p>要求水準書 P26 (3) 行政等への協力業務 府が協力を求める本施設の以下の利用目的については、府の提示するスケジュール案に沿って事業者が協議に応じるとともに、予約開始前の段階で利用の可否について判断をすること。とあります。府の提示するスケジュール案とはどういう意味でしょうか？音楽興行も予約の開始は2年～1.5年前程度が想定されます。予約開始前に相談があった案件について協議するという理解でいいのでしょうか？</p>	<p>府と事業者の協議時点における興行等の予約状況の範囲内で協力を求める考えです。少なくとも一般利用の予約開始時期にはスケジュール案により京都府と事業者で協議を行うものです。</p>
179	要求水準書本文	<p>要求水準書 P26 (3) 行政等への協力業務 府が協力を求める本施設の以下の利用目的については、府の提示するスケジュール案に沿って事業者が協議に応じるとともに、予約開始前の段階で利用の可否について判断をすること。とあります。運営段階での収支は興行利用に大きく依存しますので、経済合理性も加味し、可能な範囲でのご協力と理解していいのでしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
180	要求水準書本文	<p>【要求水準書P.26_第3_I 2(3)】 「府が協力を求める本施設の以下の利用目的」については、開業準備段階後の維持管理・運営段階も継続して定期的に府とスケジュールの協議を行うという理解でよろしいでしょうか</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質疑	回答
181	要求水準書本文	【要求水準書P.26_第3_I2(3)】 「予約開始前の段階で利用の可否について判断」と有りますが、「予約開始」の時期は事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	一般利用の予約開始時期を想定しており、その時期は事業者の提案によります。
182	要求水準書本文	【要求水準書P.26_第3_I2(3)】 「記念式典及びオープニングイベント」と有りますが、事業費の算出に必要なかつ提案の公平性を担保するため、現時点で想定される開催規模や内容を御教示戴けないでしょうか。	開催規模や内容も含めて提案いただくものです。 選定基準別表1のうち、「V運営企画・実施業務」の「開業前準備(P.10)」において評価します。
183	要求水準書本文	■要求水準書27頁：第4-I-1-(2)業務の区分、要求水準書30頁：第4-II-1-(2)業務の区分 維持管理・運営業務の対象範囲となる「計画地」は、現在の競輪場敷地(約58,630.61㎡)から事業者提案による競輪事業敷地を除いたアリーナ敷地部分との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	要求水準書本文	【要求水準書P.31_第4_II1(3)】 「運営業務の実施期間は、供用開始から事業期間終了まで」と有りますが、「供用開始」とは事業期間(要求水準書_第1_2(6)④)に記載の「運営開始は令和10年10月を目標とする」を指すのでしょうか。	運営開始と供用開始は同意義との認識です。よって、維持管理・運営業務の始期は令和10年10月が目標となります。
185	要求水準書本文	【要求水準書P.31_第4_II1(3)】 「運営業務の実施期間は、供用開始から事業期間終了まで」と有りますが、業務内容(例えばプロモーション、催事誘致など)を鑑みると、「供用開始」の前から行う必要があると思料致します。運営業務の開始時期を「維持管理・運営期間」と合わせて令和10年4月と変更戴けないでしょうか。	プロモーションや催事誘致など、供用開始前から必要な業務がある場合には「開業前準備業務」として実施してください。
186	要求水準書本文	【要求水準書P.31_第4_II2(1)】 ウェブサイトの作成や運用に必要な機器やシステムの構築、管理に必要な費用は、運営業務の対価として府が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ウェブサイト作成等の支出から利用料金等の収入を差し引いた額を指定管理料相当額として京都府が負担するものと考えてはいますが、具体的にはご提案ください。
187	要求水準書本文	【要求水準書P.31_第4_II2(3)】 「備品、機材、看板、装飾、その他、興行の実施に必要な物品」と有りますが、これらは要求水準書(第2_II2(2)什器備品調達・設置業務)に記載の備品等を指すのでしょうか。異なる場合は、具体的な内容を御教示願います。	第2_II2(2)什器備品調達・設置業務に含まれます。
188	要求水準書本文	【要求水準書P.31_第4_II2(3)】 「音響設備、照明設備、舞台装置、映像機器等」と有りますが、これらは設計業務、建設業務の中で設計・設置されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、維持管理・運営も見据えた設計・建設を行うため事業者間で協議のうえ、協力して実施してください。
189	要求水準書本文	【要求水準書P.31_第4_II2(3)】 「必要な技術者を確保できる体制を整える」と有りますが、必ずしも技術者を常駐させる必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	要求水準書本文	【要求水準書P.31_第4_II2(4)】 「例として挙げる来場者向けサービスを必要に応じて提供」と有りますが、どのサービスを提供するか、また例示以外のサービス提供については事業者に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。また、これらのサービスは常設である必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質疑	回答
191	要求水準書本文	【要求水準書P.32_第4_Ⅱ2(4)】 例示されているサービスを提供する場合、予め施設として備えておく必要があるもの(例えば、電源や配線、各種スペースなど)が散見されます。これらは設計業務、建設業務の中で設計、設置されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、維持管理・運営も見据えた設計・建設を行うため事業者間で協議のうえ、協力して実施してください。
192	要求水準書本文	【要求水準書P.32_第4_Ⅱ2(5)イ】 AEDの設置場所、設置数は事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該自治体の条例など規定により基準を設けている場合は沿った内容としてください。
193	要求水準書本文	【要求水準書P.32_第4_Ⅱ2(5)イ】 講習会を受講する頻度や対象人員の範囲は事業者の提案に委ねられているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該自治体の条例など規定により基準を設けている場合は沿った内容としてください。
194	要求水準書本文	【要求水準書P.32_第4_Ⅱ2(6)】 「近隣」の定義を御教示願います。	明確な定義はありません。必要に応じて、必要な範囲の近隣住民等に対して適切な対応をしてください。
195	要求水準書本文	【要求水準書P.32_第4_Ⅱ2(6)】 「近隣への対応や周辺との連携」と有りますが、具体的に想定されている内容を御教示願います。	近隣住民等からの苦情や要望等への対応や地元商工会等との連携を想定していますが、その時々において柔軟に対応してもらおうものです。
196	要求水準書本文	【要求水準書P.32_第4_Ⅱ2(6)】 「近隣に対して事業内容の説明を行うこと」と有りますが、運営業務に関する内容(例えば、トラブル発生を防止するための催事開催に関する情報提供など)を想定していますが、よろしいでしょうか。「事業」について説明することは、運営業務の所掌外と思われ、仮に「事業」について運営業務の範疇で説明することを求められているのであれば、府の御協力が不可欠と考えますが、この理解でよろしいでしょうか。	事業内容の説明については、京都府と事業者の協力により実施することを考えています。
197	要求水準書本文	●要求水準書_P33_第4_Ⅱ_2(8)競輪場敷地内駐車場管理業務 ・「競輪場敷地内」駐車場管理業務とありますが、本事業計画地内のことを指す場合、下線部を「本事業敷地内」に修正をお願いできますでしょうか。	駐車場が必ずしも図示する計画地の中とは限らないため、敷地全体を指して「競輪場敷地内」としています。なお、競輪場側で使用する駐車場は本事業における維持管理業務の対象外です。
198	要求水準書本文	■要求水準書33 ページ(9)について 時間貸駐車場に加え、月極駐車場、バイク/自転車の駐輪場としての活用は可能でしょうか。 誘導・案内をするにあたり、安全であることが前提であれば、無人管理でも可能でしょうか。送迎バス用地の指定位置があるのでしょうか。バスやタクシーの乗降場所の付設がマストか。	いずれも提案は可能です。送迎バス用地等の指定はありませんが、現状でも近隣駅(JR向日町、阪急東向日)～競輪場間でシャトルバスを運営しており、今後も運営を継続していく想定であることを踏まえてご提案ください。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
199	要求水準書本文	<p>要求水準書 P33 (7) 入退場誘導・混雑回避・公共交通等促進等業務 敷地内での混雑を回避するために適切な対策を講じるとともに、公共交通機関での利用を促進するため、シャトルバス等の運行を行うなどにより、最寄り駅からの徒歩による最短経路以外の来場及び退場の手段を確保の上、十分に案内や周知を行うこと。とあります。 本施設は8,000人収容の館となり、施設特性上8,000人が短時間に集中して移動することが想定されます。周辺にイベントによる迷惑を極力抑えるよう誘導や告知等を実施するという理解でいいでしょうか？ 公共交通機関の増便等、都市全体の輸送計画についての課題を事業者単独で対応するのは難しく、毎イベントのたびにシャトルバス運行を行うとなると、主催者に過大な負担を強いることになり本施設の利用促進にたぐいな影響を及ぼすと思われます。また、仮にシャトルバスで隣の駅まで誘導したとしても電車そのものの輸送能力は変わらないため根本的な解決にはならないと思われま</p>	<p>興行時のシャトルバス運行などは例示であり、混雑回避のための誘導、告知策についてご提案ください。 公共交通機関の増便等都市全体の輸送計画、雑踏警備に係る警察協議などについての課題を事業者単独で対応するのは難しいことは承知しており、京都府と事業者で協力して関係先へ協議など行っていこうと考えています。 その他についてはご意見として承ります。</p>
200	要求水準書本文	<p>駐車場の課金システムについて、車両ナンバーでの管理を検討しております。管理方法についても事業者側の提案で良いでしょうか。</p>	<p>管理方法についてもご提案可能です。</p>
201	要求水準書本文	<p>駐車場について、競輪場と共有利用になるかと想定されるが、競輪場利用者も課金対象とすることは可能でしょうか。</p>	<p>可能です。事業者の提案とします。</p>
202	要求水準書本文	<p>入退場誘導・混雑回避・公共交通等促進等業務として駐車場を予約式専用とする運営提案は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。事業者の提案とします。</p>
203	要求水準書本文	<p>空飛ぶ車の発着地点は必要とお考えでしょうか。</p>	<p>空飛ぶ車の一般利用等今後の見通しが不明確なため、現時点では判断しかねます。</p>
204	要求水準書本文	<p>【要求水準書P.33_第4_Ⅱ2(7)】 「入退場誘導・混雑回避・公共交通等促進等業務」として記載の内容は、事業者からイベント主催者に趣旨を説明し当該内容の実施を求めるとの理解でよろしいでしょうか。仮に、イベント開催時の誘導人員配置やシャトルバスの運行までを事業者の業務範囲とするならば、多大な費用となり事業の実施が不可能になると思料致します。</p>	<p>興行時のシャトルバス運行などは例示であり、混雑回避のための誘導、告知策についてご提案ください。</p>
205	要求水準書本文	<p>【要求水準書P.33_第4_Ⅱ2(8)】 「駐車場の管理に必要な設備等を設置」と有りますが、これらは設計業務、建設業務の中で設計、設置されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、維持管理・運営も見据えた設計・建設を行うため事業者間で協議のうえ、協力して実施してください。</p>
206	要求水準書本文	<p>【要求水準書P.33_第4_Ⅱ2(9)】 「駐車場の管理に必要な設備等を設置」と有りますが、これらは設計業務、建設業務の中で設計、設置されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、維持管理・運営も見据えた設計・建設を行うため事業者間で協議のうえ、協力して実施してください。</p>

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質疑	回答
207	要求水準書本文	【要求水準書P.35_第5_2(1)ア】 「開業準備業務」と「維持管理業務」「運営業務」は一連の業務であり、また業務期間が重複する場合も有ると拝察します。これら業務の業務責任者を兼務することは可能でしょうか。	可能です。
208	要求水準書本文	【要求水準書P.36_第5_3(2)】 「重層的に構成する会議体」と有りますが、「重層的」について具体的に御教示願います。	複数の異なる階層（役職等）や分野で構成される会議の仕組みを想定しています。
209	要求水準書本文	地区計画による壁面線と敷地境界線の間での取り扱いについては、要求水準に提案時点での考え方について記載いただけませんか。（事業敷地側で使用できる敷地範囲を提案段階で明確にしたいためです）	個別対話において事業者として考えている地区計画に関わる提案や要望等をお示しください。いただいた内容を基に京都府が窓口となり、向日市と地区計画に係る協議・調整を行います。
210	要求水準書本文	【要求水準書P.35_第5_2(1)ア】 業務遂行に際して支障がない限り、業務責任者は現地に常駐する必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	要求水準書別紙1・2	要求水準書別紙1及び2はCADデータも配布していただけますでしょうか。	CADデータも提供可能です。提供を希望する場合は、法人名・担当者名を明らかにした上で電子メール（件名は「京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に関するCADデータの提供」とする。）により京都府文化施設政策監付（bunshi-kan@pref.kyoto.lg.jp）に問い合わせてください。
212	要求水準書別紙3	別紙3向日町競輪場周辺地図に記載の第3駐車場は事業敷地内（余剰地）のため廃止で、第1駐車場は競輪場敷地ではございますが、どのような想定でしょうか。想定されている利用イメージがあればご教示ください。	第3駐車場（二輪車用（駐輪場））及び第1駐車場（障がい者用）のそれぞれの機能は引き続き必要であると考えていますが、その配置や規模等については、ご提案をお願いします。
213	要求水準書別紙3	■要求水準書 別紙3 要綱上はAとCのみであるが、例えばD①②の使用を希望した場合は使用可能でしょうか。 上記土地の敷地の測量図及び、敷地内の水路、植栽、照明、トイレ、倉庫等の位置図はございますでしょうか。	敷地としての利便性の課題はありますが、提案可能です。 ご提供できる図面はないです。
214	要求水準書別紙3	■要求水準書 別紙3 水道光熱費は事業者が新たに申請又は新設を行う必要がありますでしょうか。若しくはお借りすることは可能でしょうか。 お借りすることが可能な場合、どこからお借りできますでしょうか。 またお借りすることが可能な場合は、別途事業者へ水道光熱費の請求が行われると思いますが、現在の水道光熱費の開示をお願いします。	第4駐車場(A)には照明のための電気引き込みがありますが、その他は把握していませんので、必要に応じて事業者において調査・新設等をお願いします。また、第4駐車場(A)(C)の維持管理はアリーナ事業者となります。電気代は利用状況により大きく変動しますので提示は差し控させていただきます。

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
215	要求水準書別紙3	<p>■要求水準書 別紙3 (特に競輪場第4 駐車場A)敷地内の付帯設備(フェンス、トイレ、看板、照明、植栽等)がありますが、利用者の利便性等必要に応じて撤去することは可能でしょうか。 また、駐車場の内の付帯設備の維持管理も本事業者側で行うのでしょうか。</p>	<p>提案内容に基づき、協議・調整させていただきます。</p>
216	要求水準書別紙3	<p>■要求水準書 別紙3 照明は現在使用できる状態にあるのでしょうか。また仮に照明を使用させて頂く場合、電気代の金額、支払い方法ご教示ください。電球の交換は事業者側となりますでしょうか。逆に照明を事業者が使用しない場合は電球を外す等の施策が行われるのでしょうか。</p>	<p>第4駐車場(A)には照明があり利用可能です。なお、維持管理は要求水準書に基づきアリーナ事業者となります。電気代は利用状況により大きく変動しますので提示は差し控えさせていただきます。</p>
217	要求水準書別紙3	<p>要求水準書別紙3 別紙3に記載されている敷地周辺の駐車場(競輪場第4 駐車場(A)・(C)を除く)については、本施設整備後も駐車場として利用可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>現在、競輪場敷地外で利用可能な駐車場は第4 駐車場(A)・(C)のみです。なお、第2 駐車場及び第4 駐車場Bを除き、利用の提案可能です。</p>
218	要求水準書別紙5	<p>要求水準書別紙5 解体スケジュールに記載のない建物(敷地北側の管理センター等)は解体可能という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>解体スケジュールに記載のない建物(敷地北側の管理センター等)に係る解体については、必要なものは競輪施設整備期間中での解体を想定しているものであり、提案としては解体も可能です。</p>
219	要求水準書別紙6	<p>要求水準書別紙6「現在想定される各競輪施設の規模等」に5)選手管理センターの記載がありますが、別紙5のR60424解体計画では管理センターは及び北側の建物は解体対象に含まれておりませんが、本提案時点のそれぞれの建物の有無と新設する選手管理センターとの関係性などの整備の考え方をご教示ください。</p>	<p>解体スケジュールに記載のない建物(敷地北側の管理センター等)に係る解体については、必要なものは競輪施設整備期間中での解体を想定しているものであり、提案としては解体も可能です。 敷地内全体コンセプト検討時に、競輪事業開催可能であることを前提条件として、選手管理センターの建替提案なども可能とします。</p>
220	要求水準書別紙6	<p>上記既存の建物がある場合は日影図を作成するため、各施設の位置、及び外形、高さなどの仕様については資料をご提供願います。</p>	<p>No.219回答のとおり解体予定です。一方、優先交渉権者選定後の日影図作成に当たっては、向日町競輪場再整備と調整が必要です。</p>
221	選定基準本文	<p>優先交渉権者選定基準P4.5ウ価格の評価 維持管理・運営費についての当該参加資格保持者の価格点は、単年度平均の支出と収入の差額と記載がございますが、事業期間30年の単年度平均との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>6月中旬頃に追加公表の企画提案関係書類において整理の上、価格点についても考え方等をお示しします。</p>
222	選定基準本文	<p>【優先交渉権者選定基準P.4.5ウ】 維持管理・運営費について「支出と収入の差額」とは、「(収入) - (支出)」との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>府の負担を求める計算のため「(支出) - (収入)」となります。</p>
223	選定基準本文	<p>【優先交渉権者選定基準P.4.5ウ】 維持管理・運営費について「支出と収入の差額」とありますが、「収入」と「支出」について具体的内容を御教示願います。なお、募集要項(2(9)①～⑤)に記載されている事項と整合するよう御教示戴きますよう、お願い致します。</p>	<p>6月中旬頃に追加公表の企画提案関係書類において整理の上、価格点の対象経費等もお示しします。</p>

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
224	選定基準本文	<p>優先交渉権者選定基準5.ウ 「維持管理・運営費（単年度平均の支出と収入の差額）の価格点」とありますが、</p> <p>①本年9月30日期限の企画提案書にて維持管理・運営費の「見積金額」を提示し、その金額にて契約を締結する</p> <p>②同提案書にて想定収支計画、単年度平均の支出と収入の差額を提示するが、維持管理・運営の対価は実績に基づき精算されるのどちらになるのでしょうか。</p> <p>①提案時に確定的な金額をお約束することになるのか、②毎年の実績を元に精算する形になるのか、①②いずれの場合もどのように評価されるのか、ご教示いただきたくお願いします。</p> <p>維持管理・運営の金額の算出は事業収支計画の作成上の重要な要素となりますのでお聞きするものです。</p>	<p>①に基づき、適宜見直しをすることを想定しています。詳細については、6月中旬頃に追加公表の契約関係書類において整理の上、お示しします。</p>
225	選定基準本文	<p>●優先交渉権選定基準_P5_7. 提案内容の位置づけ</p> <p>・外部有識者が提示した意見により提案内容を改善することが不可欠であると府が判断・事業者と合意した際に改善した企画提案内容を業務水準とする旨記載がありますが、伴う事業費の増減リスクについては、募集要項P19_10. 府と事業者のリスク分担のうち、計画変更リスクにより府の負担という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
226	選定基準本文	<p>下請企業としてネームアップする条件として、当該企業より構成員宛の関心表明があればよろしいでしょうか。</p>	<p>京都府から特段の条件はありません。事業者間において調整いただければ結構です。</p>
227	選定基準本文	<p>優先交渉権者選定基準別表2に記載の「構成員企業」、「協力企業」、「下請企業」について、明確な定義はありますでしょうか？</p>	<p>構成員とは、本事業における主たる業務（統括管理、設計、建設、工事監理、資金調達及び維持管理・運営等）において中心的な役割を果たし、自らの裁量と責任により実施する企業のこととします。</p> <p>協力企業とは、構成員や下請企業に該当しないが、本事業における主たる業務（統括管理、設計、建設、工事監理、資金調達及び維持管理・運営等）を実施する企業のこととします（JVの構成企業等）。</p> <p>下請企業とは、構成員又は協力企業から当該業務の一部を委託又は請け負う企業のこととします。</p> <p>※今回の定義により、参加資格確認申請関係書類（別紙2）において、構成員に該当しない企業が含まれていても修正や書類差替等は不要です。</p>
228	選定基準本文	<p>応募要項P18 審査基準には、事業者提案施設を直接評価する項目はないでしょうか。</p>	<p>提案内容に応じて、Ⅰ事業計画、Ⅱ全体コンセプト、Ⅴ運営企画・実施業務等で評価することを想定しています。</p>
229	競輪場基本構想	<p>解体スケジュールが別紙資料にありますが、既存建物は杭基礎形式になっています。杭まで解体工事にて全て引き抜いての撤去を想定して、提案書をまとめるという方針でよろしいでしょうか。</p>	<p>解体する建物の杭は全て引き抜き撤去する予定です。</p>

京都アリーナ(仮称)整備・運営等事業に係る質疑回答【第1回】

令和6年6月4日

No.	分類	質 疑	回 答
230	その他	周辺のインフラ（電気・ガス・水道・下水・通信・電話等）条件をご提示いただけないでしょうか。	事業者において確認をお願いします。
231	その他	各行政やインフラ供給会社等への事前相談を行ってもよろしいでしょうか。	構いませんが、行政機関については京都府が窓口となる場合もありますので、可能な限り、事前に京都府へお知らせいただけるとありがたいです。
232	その他	外部有識者の開示は今後ありますでしょうか？	外部有識者については、優先交渉権者選定後に氏名等を公表予定です。
233	その他	地盤調査、地質調査、土壌汚染調査、敷地測量等は、府では未実施でしょうか。また、今後事業契約締結までに実施する見込みはありますでしょうか。	敷地測量及び解体に伴う土壌汚染調査は実施済です。そのほか必要な調査は要求水準書に定める事前調査業務として事業者において実施してください。
234	その他	「Bリーグプレミア」について記載があります。本事業は30年という長期事業となります。スポーツの競技ルールやリーグ、国際競技団体による国際試合開催などの基準変更リスクは発注者負担としてください。	協議事項とさせていただきます。
235	その他	既存建物の解体時に杭が撤去されないときは、提案建物の杭と提案建物の杭が干渉する場合は、府の負担で該当既存杭を撤去いただけますでしょうか。	既存建物の解体時に杭は撤去する予定です。
236	その他	20日(月)に開催された説明会参加企業の公表をお願い致します。	本説明会は、公募書類や事業内容等を適切に周知することを目的に開催したものであり、参加事業者の名称等を公表する予定はありません。
237	その他	住民説明会等に出ている要望をご教授ください。	令和6年6月7日及び同9日に本件に係る住民説明会を開催します。開催結果は京都府のホームページで公表予定です。
238	その他	現在の競輪場運営で近隣住民との間で問題課題等についてご教授下さい。	向日町競輪場はこれまでから地域貢献の取組として、催し会場としての提供や場内開放、自転車スポーツとの連携等を行ってきました。今後、更に住民の皆様に親しんでいただけるよう競輪場を再整備していきたいと考えています。